

高第1423号  
令和5年3月29日

各老人福祉施設運営法人代表者  
各指定介護保険施設運営法人代表者  
各指定介護サービス事業所運営法人代表者 } 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

岐阜県緊急時介護人材確保・職場環境復旧等事業費補助金の取扱いについて

平素より、県の高齢者福祉施策にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、介護サービス事業所・介護施設等における、新型コロナウイルス感染症の感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材等を確保するための費用、職場環境の復旧・改善をするために必要となる費用等に対して補助する標記の事業を実施しております。

このたび、令和4年度に引き続き、令和5年度においても、当面、当事業を実施することとなりましたので、その取扱いについて、下記のとおりお知らせします。

記

○令和5年度事業では、令和4年度中に生じた経費についても、引き続き補助対象となります。これまで、令和4年度までに生じた経費に係る補助については、令和5年3月31日までに申請していただく必要がありましたが、令和5年度事業での申請をご検討いただきますようお願いいたします。ただし、申請様式が変更になりますので、申請時には令和5年度の申請様式をご使用ください。

※厚生労働省からの補助の取扱いを踏まえたものです。

※特別な事情にて承っている個別協議については、審査等に時間をいただいております、すべて令和5年度事業の取扱いとさせていただきますので、ご了承願います。

※後日、令和5年度における実施要綱・申請様式等を県ホームページ上に掲載します。

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/61550.html>)

岐阜県健康福祉部高齢福祉課 事業者指導係			
係長	堀部	担当	川上
TEL	058-272-8298 (直通)		
FAX	058-278-2639		